

5文庁第1931号
令和5年7月21日

伊賀市長 殿

文化庁長官 都倉 俊一
(公印省略)

伊賀市文化財保存活用地域計画の認定について (通知)

貴市から令和5年6月21日付けをもって申請のあった伊賀市文化財保存活用地域計画について、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3第5項に基づき認定しましたので、同条第7項に基づき通知します。

令和5年7月21日

文化財保存活用地域計画を新規に23件認定しました

文化審議会（会長 ^{さとう} 佐藤 ^{まこと} 信）は、令和5年7月21日（金）に開催された同審議会文化財分科会において、23市町の文化財保存活用地域計画を認定することを文化庁長官に答申しました。

これを踏まえ、文化庁長官は答申のあった文化財保存活用地域計画を認定しました。

●令和5年7月21日に答申・認定した文化財保存活用地域計画

- ・名取市（宮城県）
- ・松戸市（千葉県）
- ・蟹江町（愛知県）
- ・涌谷町（宮城県）
- ・柏市（千葉県）
- ・伊賀市（三重県）
- ・喜多方市（福島県）
- ・新発田市（新潟県）
- ・米原市（滋賀県）
- ・土浦市（茨城県）
- ・糸魚川市（新潟県）
- ・木津川市（京都府）
- ・かすみがうら市（茨城県）
- ・越前市（福井県）
- ・日野町（鳥取県）
- ・小山市（栃木県）
- ・塩尻市（長野県）
- ・宇佐市（大分県）
- ・本庄市（埼玉県）
- ・藤枝市（静岡県）
- ・南九州市（鹿児島県）
- ・春日部市（埼玉県）
- ・犬山市（愛知県）

今回の認定により認定件数は合計119件となった。

<担当>

文化庁文化資源活用課

文化財活用専門官 赤羽 美枝

計画推進係 熊谷 明希

電話：075-451-9667（直通）

広域文化観光部門

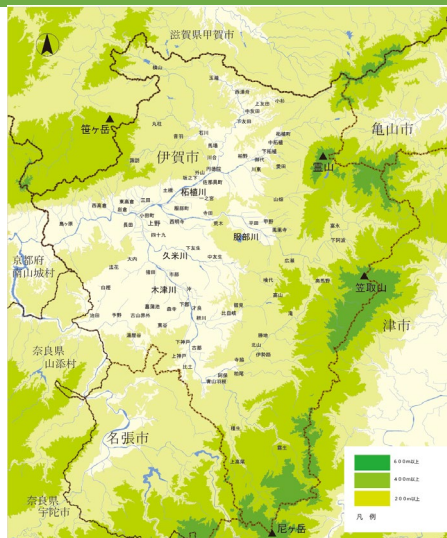
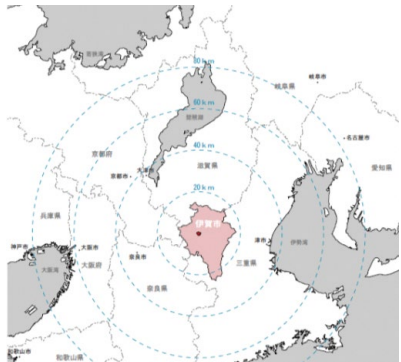
主任文化財調査官 長尾 充

文化財調査官 村上 佳代

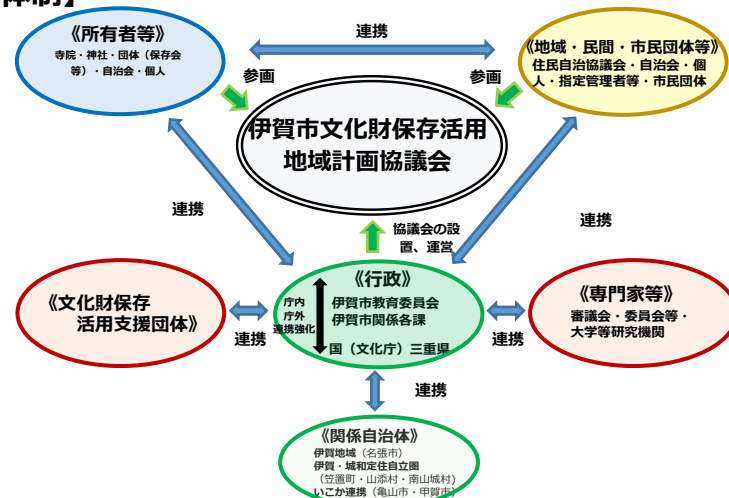
電話：075-451-9655（直通）

18 伊賀市文化財保存活用地域計画【三重県】

【計画期間】 令和5～14年度（10年間）
 【面積】 558.23km²
 【人口】 約8.8万人



【連携体制】



【歴史文化の特徴】

観点1 「伊賀」をイメージさせるもの

『忍びの国 伊賀』 伊賀流忍者を生み出した戦国時代の伊賀国の面影は、今も集落に中世城館のある風景や講や座といった人びとの繋がりを通じて今も暮らしのなかに残されている。

『芭蕉翁と俳諧文化』 俳聖松尾芭蕉を生んだ伊賀では、芭蕉翁にちなむ物が今も数多く伝えられている。芭蕉翁以後、俳句は町や村に住む人びとの間でも詠まれ、俳諧文化として伊賀に定着し、その伝統は今も受け継がれている。

『伊賀焼今昔』 古琵琶湖層群に堆積した粘土を材料とする伊賀焼は、独特の風合いをもち、茶人たちに愛され続けてきた。伊賀焼をめぐる文化財からは、連綿と受け継がれてきた技術と伝統を知ることができる。

観点2 城下町と村々

『藤堂高虎と上野城下町』 1608年（慶長13）に領主となった築城の名手、藤堂高虎により開かれた上野城下町の区域には、藩校や武家屋敷、町家などが残り、城下町の景観を今に伝えている。市内最大の祭礼、上野天神祭は華麗なダンジリや鬼行列とともに、祭の文化が現在も受け継がれている。

『「仏神崇重ノ国」伊賀』 戦国時代の興福寺多聞院の僧英俊により「仏神崇重ノ国」と評された伊賀の村々には、人々が篤く信仰してきた歴史を示す、寺社の建造物や彫刻、祭事などさまざまな文化財が市内の各所に残されており、現在も引き継がれている。

観点3 時間と空間が交差するところ、「伊賀」

『古琵琶湖層群と伊賀の自然』 伊賀盆地の基層となった古琵琶湖層群には、ミエゾウなど古生物の痕跡を見ることができるほか、盆地の里山とそこを流れる清流には、四季折々の彩りと希少な動植物を見ることができる。

『遺跡の宝庫、伊賀』 ヤマト政権誕生から豊臣秀吉の時代まで政権のあった近畿地方に隣接する伊賀には、古墳や寺院跡、官衙など各時代を象徴する遺跡が数多く残されている。

『東西を結ぶ道と伊賀八宿』 東西交通の要衝であった伊賀には、古代から近代に至るまでヒトとモノの往来で賑わい、近世には藤堂藩により伊賀国内の街道と8カ所の宿場が整備された。東西文化の結節点であったことを示す、さまざまな文化財や、交通路にまつわる文化財が残されている。

『上野城下町から近代都市上野へ』 上野城下町をベースに近代都市として発展した上野には、明治以降も行政や教育、商業の拠点となる施設が設けられるとともに、伊賀組紐や伊賀傘、伊賀米・伊賀酒など産業が発展し、現代伊賀の基盤となっている。

【指定文化財等件数一覧】

種別	区分	国			県		市		計
		指定等	登録	選択	指定	登録			
有形文化財	建造物	8	52	—	13	42	—	115	
		2	0	—	10	14	—	26	
		18	0	—	33	56	—	107	
		0	0	—	11	28	—	39	
		2	0	—	11	41	—	54	
		1	0	—	6	18	—	25	
		0	0	—	2	13	—	15	
無形文化財	演劇	0	0	0	0	0	—	0	
	音楽	0	0	0	0	0	—	0	
	工芸技術	0	0	0	0	0	—	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	3	14	—	17	
	無形の民俗文化財	2	0	1	7	8	—	18	
記念物	遺跡※	8	0	—	13	31	2	54	
	名勝地 動物、植物、地質鉱物※	(1)	0	—	(1)	0	—	(2)	
文化的景観		0	—	—	—	—	—	0	
伝統的建造物群		0	—	—	—	—	—	0	
総計		44	52	1	115	289	2	503	

※遺跡は、国指定8件のうち1件は「名勝及び史跡」、県指定13件のうち1件は「史跡及び名勝」である。
 ※名勝地は、名勝及び史跡、史跡及び名称と重複。
 ※動物、植物、地質鉱物3件は、「地域を定めず」の1件を含む。

指定等文化財は、503件、
 未指定文化財は、3,721件把握

文化財の保存・活用に関する課題

文化財の 調査

- 把握・詳細調査の実施と調査・収集の体制拡充が必要。
- 文化財や歴史文化にかかる情報の整理が必要。
- 自然環境の変化による天然記念物の変異や滅失の恐れ。
- 個人所蔵資料の散逸の恐れ。
- 文化財調査を担う個人・団体の減少・高齢化。

文化財の 保存管理

- 適切に文化財指定・登録することが必要。
- 文化財の適切な修理・保存と維持管理が必要。
- 文化財の保存整備や個別文化財の保存活用計画の策定が必要。
- 資料の適切な保存管理やデジタル化、保管施設の整備が必要。
- 文化財を継承するための人材と費用の確保が必要。

文化財の 普及啓発

- 時代に合致した説明看板の設置が必要。
- 歴史文化の多様性を伝えるパンフレットの作成が必要。
- SNSや動画等、今日的な情報発信の取り組みが必要。
- 教育と連携した取り組みが必要。

文化財の 活用

- 講演会や展示会など、文化財に親しむ機会の充実が必要。
- 建造物をはじめとする文化財の多様な活用方法の検討が必要。
- 文化財の展示・公開施設の整備と専門職員の配置が必要。

文化財の保存・活用に関する方針

基本方針1 歴史文化の彩りを知る～調査研究～

- 継続的な調査の実施と調査成果の蓄積、調査体制の拡充に努める。
- 天然記念物の保護等の調査や経年変化の記録に努める。
- 歴史資料について資料情報の収集と資料の蓄積に努める。
- 専門的な人材の育成と継続的に調査が実施できるよう努める。

基本方針2 歴史文化の彩りをつなぐ～保存管理～

- 文化財を保護し価値を高めるため、適切に文化財指定や登録を行う。
- 文化財を適宜保存修理するとともに、適切に維持管理する。
- 文化財の保存整備事業の推進や文化財の保存活用計画の策定に取り組む。
- 資料の整理と適切な保存管理を行い、施設の整備等に努める。
- 文化財を継承するための人材や費用の確保に取り組む。

基本方針3 歴史文化の彩りを伝える～普及啓発～

- 説明看板の設置やパンフレットの作成、デジタルコンテンツを活用した発信に努める。
- 多様な歴史文化を伝える時代別・分野別のパンフレットを作成する。
- SNSやインターネット等を通じて、広く歴史文化を伝える機会の充実に取り組む。
- 歴史文化の魅力を伝えるため、学校や地域と連携した取り組みを行う。

基本方針4 歴史文化の彩りを楽しむ～活用～

- 文化財に親しむ機会の充実に努め、魅力を伝える取り組みを行う。
- 文化財の継承と、まちのにぎわいに寄与するため、文化財や歴史的な建造物を積極的に活用する。
- 考古資料や歴史・民俗資料を展示する施設の設置に努める。

文化財の保存・活用に関する主な取り組み

★調査研究★

1-1 埋蔵文化財確認調査

埋蔵文化財包蔵地における開発に伴う調査を行い、その成果を年報にまとめて報告し、本市の歴史文化の資産とする。

■行政、専門家等 ■ R5~14



★保存管理★

2-3 有形文化財の保存修理

経年劣化している観菩提寺楼門二天像修理事業等、有形文化財の保存修理事業を実施する。

■所有者等、行政、地域、市民団体等、民間、専門家等
■ R5~14

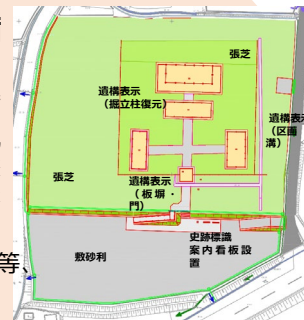


★保存管理★

2-5 史跡の保存整備と環境整備の推進

伊賀国庁跡の保存整備と伊賀国分寺跡・上野城跡のほか、蓑虫庵保存修理事業等の史跡の環境整備を行う。

■行政、地域、市民団体等、所有者等、専門家等
■ R5~14



★普及啓発★

3-1 文化財看板の設置

文化財説明看板設置事業や宿場・街道案内板等整備事業等、指定文化財の説明看板について、QRコードを付設したものなど、時代に対応したものを設置する事業を展開する。

■行政、所有者等、地域、市民団体等
■ R5~14



★活用★

4-8 歴史的建造物の活用

旧上野市庁舎等の指定文化財の活用や登録有形文化財建造物美観向上事業、古民家等再生事業等、上野城下町を中心に歴史的建造物をさまざまな用途に活用する取り組みを行う。

■所有者等、行政、民間 ■ R5~14



★活用★

4-9 博物館等の施設整備の検討

資料の保存・展示・研究の施設である博物館施設の整備の検討を行う。

■行政、専門家等、市民団体等、民間
■ R5~10

文化財の防犯・防災に関する課題と取り組み

防犯・防災の課題

- 文化財を火災から守るための訓練が必要。
- 文化財の災害リスク把握が必要。
- 盗難や災害発生時に即応するため、連絡・通報体制の構築が必要。

基本方針

文化財の防犯・防災 対策を着実に進める

- 防災設備の点検と訓練を実施。
- 文化財が所在する場所の災害リスクの把握に努める。
- 災害・盗難など緊急時の対応マニュアル、連絡・通報体制の整備に努める。

防犯・防災の主な取り組み

1 文化財防災設備の点検及び訓練
整備した文化財防災設備の保守点検及び作動訓練を実施する。

■地域、所有者等、行政 ■ R5~14

3 災害リスクの把握

文化財ハザードマップを作成する。

■行政、地域 ■ R5~14



【参考】 関連計画等

- ・伊賀市歴史的風致維持向上計画（H28～R7年度）
- ・日本遺産「忍びの里 伊賀・甲賀～リアル忍者を求めて～」（H29年度）
- ・ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」（H28年度）

日本遺産

「忍びの里 伊賀・甲賀～リアル忍者を求めて～」

忍者は今やテレビやアニメを通じて海外にまで広く知れ渡り、奇抜なアクションで人々を魅了している。江戸時代以降、歌舞伎や小説の世界で、不思議な術を使って悪者を討つというストーリーで人気を博してきた。一方、イエズス会が編纂した『日葡辞書』には、忍者は「Xinobi」（シノビ）として記載され、17世紀初頭には海外の人々にまで伝わり、そこには「戦争の際に、状況を探るために、夜、または、こっそりと隠れて城内へよじ登ったり陣営内に入ったりする間諜」として紹介されている。各地の大名に仕え、敵情を探りながら奇襲戦に参加する戦国時代の忍者について、その歴史の実像、すなわち「リアル忍者」の姿を明らかにすることが求められている。



日本遺産構成文化財案内サイン

伊賀市歴史的風致維持向上計画

